

軽米町教育振興基本計画

(平成 25 年度～平成 29 年度)

「心いきいき、
でい、ふれあい、
学びあい」

軽米町教育委員会

軽米町教育目標

わたくしたちは、町民憲章の精神を受け、明るく住みよい町づくりをすすめる望ましい町民となるために次の目標を定めます。

1. 健康な心とからだをつくり、進んで仕事に励む人
1. きまりを守り、進んで社会のために尽くす人
1. 思いやの心を育て、進んで助け合う人
1. 豊かな情操を養い、進んで教養を高める人
1. 自然と文化を大切にし、進んで郷土の発展に努める人

軽米町社会教育目標

わたくしたちは、明るく住みよい町づくりを進める町民となるために次の社会教育目標を定めます

1. 生涯学習に励み、教養を高める町民
2. スポーツに親しみ、健康を増進する町民
3. 生活改善に努め、くらしを豊かにする町民
4. 溫かい心を持ち、互いに助け合う町民
5. 郷土を大切にし、住みよい町づくりに励む町民

軽米町学校教育目標

わたくしたちは、広い視野に立ち、生涯にわたり学び続ける心と、町民との協働による、明るく住みよい町づくりの担い手となる人材を育てるために次の学校教育目標を定めます

1. 自ら学び、考え、行動する、知性と創造力豊かな人
2. 勤労を尊び、心身ともに健やかに自立した人
3. 生命を大切にし、互いに認め合う思いやのある人
4. 自然と文化・伝統を大切にし、郷土を愛する人
5. 規律を守り、平和を愛し、世界に貢献できる人

目 次

基 本 計 画

I 序 論

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の構成	2

II 総 論

第1章 教育の歩み

1. 概観	3
2. 軽米町の取り組み	3

第2章 教育を取り巻く社会の変化

1. 国際化・グローバル化の進展	5
2. 環境問題の深刻化	5
3. 高度情報化の進展	5
4. 少子・高齢化の進行	5
5. ライフスタイルの変化・価値観の多様化	6
6. 生涯学習の必要性	6

第3章 教育振興の基本目標

第4章 教育施策の基本方向と体系

1. 生涯学習の推進	8
2. 学校教育の充実	8
3. 魅力ある社会教育の推進	9
4. 生涯スポーツの振興	10
5. 多様で個性ある文化の振興	10
6. 教育振興運動の推進	11
【 施策体系 】	12

III 各 論

第1章 生涯学習の推進

1. 生涯学習推進体制の充実	13
2. 協働・参画による生涯学習の推進	13

第2章 学校教育の充実

1. 就学前教育の充実	15
2. 学力の向上	15
3. 特別支援教育の充実	16
4. 道徳教育の充実	17
5. 健康教育の充実	18
6. 環境教育の充実	19
7. キャリア教育の推進	20
8. 国際理解教育の推進	21
9. 情報教育の推進	22
10. 適応指導の充実	22
11. 教員研修の充実	23
12. 地域に開かれた学校づくりの推進	24
13. 中高一貫教育の充実	25
14. 学校統合の推進と施設・設備の充実	26

第3章 魅力ある社会教育の推進

1. 健やかな成長を育む家庭教育の支援	27
2. 青少年の心を育む学習活動の支援	27
3. 生涯にわたる学習活動の支援	28
4. 社会教育の推進と施設の整備	29

第4章 生涯スポーツの振興

1. スポーツ施設の整備・充実と活用促進	31
2. スポーツ活動の活性化	32

第5章 多様で個性ある文化の創造

1. 芸術文化の振興	33
2. 文化遺産の保存と伝承	33

第6章 教育振興運動の推進

実 施 計 画

実施計画の策定と推進

1. 策定の目的	37
2. 期間	37
3. 点検と見直し	37
4. 主要事業	37
分野別主要事業	38
資料	47

基 本 計 画

I 序論

1. 計画策定の趣旨

近年は、社会経済活動のグローバル化の進展、ＩＣＴ技術の発展による高度情報化社会の到来、少子高齢化による生産年齢人口の減少など急激に社会が変化しており、人々が自身の能力を開花させ人生を豊かなものとするためには、教育の果たす役割が重要となっています。

また、社会の成熟に伴い、一人一人が自ら進んで積極的に学ぶ生涯学習への意欲が一層高まっています。

このような状況の中にあって、本町教育の一層の振興を図るために社会の変化を的確に判断し、将来を見定めながら、新たな観点に立った教育行政の展開が重要となっています。

本町では、これまで平成21年3月に、平成24年度を目標年次とした軽米町教育振興基本計画を策定し、各般にわたる教育行政施策を推進してきたところです。

本基本計画では、これまで進められてきた諸施策を踏まえ、この間の社会の変化に対応しながら、今後の本町教育の振興方向と基本的な教育行政施策を明らかにするものです。

2. 計画の性格

この基本計画は、本町教育行政の基本的な方向を示すもので、掲げられた施策は、軽米町総合発展計画や他の分野別基本計画との整合性を確保しながら推進するものです。

また、この計画は、具体的に推進する過程で社会情勢や教育行政の変化に対応して弾力的に運用いたします。

この計画で示す方向や施策については、町民の理解と協力、さらには積極的な参画を求め、国や県に対しては必要な支援、協力を要請するものです。

3. 計画の期間

平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年次とする5カ年計画とします。

4. 計画の構成

「基本計画」（総論、各論）及び「実施計画」で構成します。

- (1) 総論においては、平成25年度から今後5年間を展望した本町教育の振興方向とそれを実現するための基本の方策を明らかにします。
- (2) 各論においては、総論に基づき、教育振興の基本の方策を実現するための施策の方向を明らかにします。
- (3) 「実施計画」では、「基本計画」の実効性を確保するため、具体的な事業計画を明らかにします。

なお、この間において、国、県の施策や社会情勢の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

II 総論

第1章 教育の歩み

1. 概観

近年の教育を取り巻く環境は、少子・高齢化による人口構造の変化や高度情報化、通信技術の発展によるネットワーク環境の進歩、グローバル化の進展等めまぐるしく変化する社会の中で、大きく変わろうとしています。

その中では、子どもたち一人一人が時代の変化に十分対応できる力を養い、また、大震災を教訓とした他人を思いやる心、「絆」を大切にする気持ちなど豊かな人間性を持ち、広い視野をもって未来を切り開いていける人材として成長することが求められています。

国においては、平成18年12月に教育基本法が改正され、その後教育振興基本計画が策定され、国の教育振興策を総合的かつ計画的に推進してきました。

現在は平成25年度から始まる第2期教育振興基本計画の策定に向け、中央教育審議会において審議が行われています。

また、岩手県においては、第8次岩手県教育振興基本計画(H11～H22)に沿って、「一人一人が学びの世界を拓く、心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に諸施策を展開し、現在は、いわて県民計画(H21～H30)及び「岩手の教育振興」(H21～H30)をもとに「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現に向けて、学力向上、生涯学習、復興教育や文化芸術振興などを柱とする教育施策が取り組まれています。

2. 軽米町の取り組み

軽米町教育委員会では、「軽米町総合発展計画」並びに平成21年3月に策定した「軽米町教育振興基本計画」をもとに、国、県の施策の動向をみながら、生涯学習諸施策を推進しています。

(1) 生涯学習の推進については、生涯学習の町宣言（昭和62年4月1日）から「まちづくりは、地域づくりであり、人づくりである」を基本理念とし、町民だれもが生涯にわたって主体的に学習し、学習成果を生かすことのできる「協働・参画による生涯学習のまちづくり」に努めて参りました。

(2) 学校教育については、「生きる力」を育むための要素として、基礎的・基本的な知識や技能を修得させるとともに、「確かな学力」を身に付け、子ども一人一人の個性に応じた教育の充実や児童生徒が主体的に学ぶ意欲の育成を図って参りました。

- (3) 社会教育については、町民の生涯にわたる学習機会の提供や多様な学習活動、社会参加活動を支援するなど、生涯学習推進体制の整備に努めて参りました。
- (4) 体育・スポーツについては、各種体育施設の整備と町民総合体育大会の開催などにより、町民一人一人が、健康の保持と体力の向上に向けてスポーツに親しめるように努めて参りました。
- (5) 芸術文化・文化財については、郷土芸能の保存と継承を支援し、町民が芸能や優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、古の貴重な遺跡、文化財を計画的に調査し、保護と活用を図りながら、町の文化的水準を高めるよう努めて参りました。
- (6) 教育振興運動については、「基本的生活習慣の向上」を運動のテーマとして、五者（子ども、家庭、学校、地域社会、行政）が一体となって気運を盛り上げ、地域の教育課題に取り組んで参りました。

第2章 教育を取り巻く社会の変化

1. 国際化・グローバル化の進展

環境や資源、エネルギー、食料などの問題が、地球的規模の課題となっており、今や企業経済活動は、国の枠を超えて営まれています。

学術、文化、スポーツ等あらゆる分野で国際交流が拡大している社会では、英語を始めとした語学力を身に付けたコミュニケーション能力の高いグローバルに活躍できる人材が求められています。

2. 環境問題の深刻化

温暖化、世界的な気候変動などに象徴される環境問題が深刻化しています。

環境問題は、ごみ処理などの身の回りから地球規模まで、現代を生きる人々に課せられた大きな課題と考えて、一人一人が具体的に行動を起こしていくことが必要です。

当地域の恵まれた自然環境は、人々の豊かな生活や心を支え育むための貴重な財産であり、この豊かな自然をそのまま次世代に継承していくことが大切です。

3. 高度情報化の進展

高度情報化、通信技術の進展は、社会生活のみならず学校や子どもたちの日常生活にも大きな変化をもたらしています。

近年、学校においては、ICT環境の整備により、必要な情報を収集し情報機器を巧みに活用して、自ら情報を発信できる能力の育成が求められています。

また、ICT環境の整備に伴い、教員の研修を充実し、教科書のデジタル化や情報機器の活用に十分対応できる体制を整備していくことが求められています。

さらに、高度情報化に伴う人間関係の希薄化や情報をめぐるモラルや権利の保護などの課題に取り組む必要があります。

4. 少子・高齢化の進行

少子化の進行により学校の適正規模や適正配置について再検討が求められ、小中学校の統合が進められています。

岩手県教育委員会においても、県立高校における入学者の減少などから高校再編計画の策定が進められています。

また、少子化の影響から子ども同士の交流不足など、社会性を育てる場が減少しているため、意図的に体験や交流の機会を作るなど、特色ある学校づくりを推進し、意欲と活力のある人間の育成が求められています。

また、少子化と平均寿命の伸長により、かつて経験したことのない超高齢化社

会の到来が予想されることから、高齢者の学習や文化・スポーツ活動の機会を充実させるとともに、高齢者が長年培ってきた豊かな知識・経験を生かす機会づくりが求められています。

5. ライフスタイルの変化・価値観の多様化

自由時間の増大などを背景に心の豊かさやゆとりを求めるなど、意識や価値観が多様化し、様々なライフスタイルの実現への欲求が強くなっています。

生涯学習、芸術文化活動、スポーツなど幅広い事業展開と広範なボランティア活動などを行える条件整備が求められています。

6. 生涯学習の必要性

現代は、「知識基盤社会」の時代と言われており、科学技術、ＩＣＴ技術の進歩など技術革新が速く、学校で習得した知識のみでは、その後の社会生活に対応できない状況が生まれています。

そのため、学校においては、大学入学や就職を目指した目標達成型の教育では、実社会での適応力（社会を生き抜く力）が成長しないことから、これからの中等教育は、基礎的・基本的な学力を身に付けることはもとより、得られた知識を活用して新たな課題、試練を解決する能力を培う、生涯を通じて学習する資質を向上させる教育が必要となっています。

軽米町に暮らす町民一人一人が、自分に合った学習活動により、充実した生活と生きがいのある人生を送るため、「生涯学習のまちづくり」を継続発展させていく必要があります。

第3章 教育振興の基本目標

町民一人一人が主体的に生涯にわたって学び続け、人づくりに重点を置いた生涯学習を推進する観点に立ち、この計画において目指すべき教育振興の基本目標を次のとおりとします。

「心いきいき、でかい、ふれあい、学びあい」

本町は、生涯学習宣言の町として、町民の主体的な学習活動を基本とし、自己の充実・啓発と生活の向上のために、生涯学習の推進に努めています。

「心いきいき」は、現在とともに将来も心豊かにいきいきと生活することを表わしています。

「でかい、ふれあい、学びあい」は、みんなが学習の場に参加することにより、出会いや、参加者相互の交流の輪が広がり、お互いに学びあうことにより、各種団体や地域活動が活性化するなど「まちづくりは、地域づくりであり、人づくりである」を実践することを表わしています。

生涯学習を通じて、子どもたちが将来にわたって住みたくなる町を実現するために、自然を愛し、家族を愛し、そして、軽米町をいつまでも愛していく人づくりをめざします。

このようなことから、「心いきいき、でかい、ふれあい、学びあい」を教育振興の基本目標とします。

第4章 教育施策の基本方向と体系

本町教育振興の基本目標実現に向けて、次の六つの柱を基本方向とし、計画的かつ総合的に施策を展開することとします。

1. 生涯学習の推進

教育を取り巻く社会の変化は、生活意識の変化や価値観の多様化をもたらし、人々は、衣食住に代表される物質的な豊かさに加え、健康で生きがいのある人生、楽しい生活を送りたいといった精神的な豊かさや多様な学習機会を求めています。

また、地域を支える町民一人一人の能力を向上させることは、地域全体の活性化を図り、町の持続的な発展につながるものです。

本町生涯学習推進の基本理念を「まちづくりは、地域づくりであり、人づくりである」とし、「協働・参画による生涯学習のまちづくり」を推進するため、住民の自主的・主体的な学習活動の支援に努め、自己の充実や生活向上のために、住民だれもがいつでも学習できる体制づくりと、学習の成果を適切に生かすことのできる社会の実現に努めます。

2. 学校教育の充実

近年の児童生徒は、情報端末の普及などにより、パソコンやゲーム等に時間を費やすなど、ゆとりのない生活を送ることが多く、自ら根気よく主体的に学習や課題に取り組む姿勢が少なくなったように思われます。

一方で、技術革新が激しい現代社会においては、基礎的な学力を身に付けながら、自ら学び、考え、主体的に判断し、問題を解決する人材が求められています。

改訂された学習指導要領では、豊かな人間性と健康な体を持ち、確かな学力を活用して課題を解決できる「生きる力」を育成することが基本理念とされました。

児童生徒の「生きる力」を育むための一つ目の重要な要素として、「確かな学力」の確立があげられています。

「確かな学力」を培うには、教育活動を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得を促し、子どもたちが自ら進んで学習するように、学校と家庭が連携して継続的に学習環境を作っていくことが大切です。

「生きる力」を育む二つ目の要素に「豊かな人間性」の育成があります。

「豊かな人間性」を培うには、自らを律し、他人と協調し、思いやりの心や感動する心などを育てることが大切です。

道徳の時間を要とした道徳教育を充実させることにより、人間としてあるべき規範意識、思いやりなどの人間性を養い、法や社会ルールの意義やそれを遵守す

ることの大切さを理解し、自らの判断で適切に行動できる人間を育てることが大切です。

東日本大震災の被害を受けて、県全体で推進する「いわての復興教育」に本町でも取り組むことにより、被害の多寡によらず、子どもたちが震災津波に向かい、自身を見つめ、他者や社会とのかかわりを考えることで、絆や地域社会の連携の大切さを身に付けることが大切です。

「健康・体力」は、「生きる力」を育む重要な要素の三つ目です。

調査により、児童生徒の体力水準が全体として低下していることや他の地域と比較して肥満の傾向が見られることが指摘されています。

「健康・体力」を培うには、運動を通して体力を付け、正しい食生活など健康的な生活習慣を形成することが大切です。

また、今日の学校教育現場では、不登校や引きこもり、保健室登校など心の健康に関する問題をかかえる子供への対応や障がいや特別なニーズをもつ児童生徒の支援など様々な困難や課題を抱えています。

背景には、集団不適応などのほか、家庭環境に起因している場合も多く、スクールカウンセラーの活用など相談体制の整備や早期発見・未然防止など取り組みの強化が求められています。

急激な少子化の進展に対応するため、学校の適正配置などを整備しながら、子どもたち一人一人の多様な個性を大切に伸ばし、共に生きる心をはぐくみ、新しい時代に「生きる力」の育成を目指す学校教育を推進します。

また、学校は、自らの教育活動について積極的に情報を発信し、保護者や地域の人たちの積極的な参加や協力を求めていくなど、開かれた学校づくりを進めることができます。

3. 魅力ある社会教育の推進

生涯学習の町づくりを推進するため、町民の主体的な学習の支援や学習環境の拡充を図り、多様な学習機会の提供に努めなければなりません。

ゆとりや心の豊かさを求める住民意識の高まりの中で、余暇活動をより充実させ、豊かな人生を送るための知識・技能を身に付けるなど、社会教育への期待が高まる同時に、技術革新がめざましい現代社会の中では、生涯にわたる継続的な学習の重要性が高まっています。

また、子どもが健全に育つためには、教育の出発点である家庭（保護者）が子どもの教育に対する責任を自覚し、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、豊かな情操を育むことなど、家庭の果たすべき役割は重要です。

社会教育は、人間形成の基礎を担う家庭教育の充実、人々の生涯の各時期にお

ける学習機会の提供や多様な学習活動、社会参加活動の支援など、生涯学習推進の中心的な役割を担っています。

学校、家庭、地域相互の連携協力により、魅力ある社会教育の推進に努めます。

4. 生涯スポーツの振興

住民が健康で生きがいある豊かな暮らしを送り、家庭や地域社会の活力を維持向上させるために、スポーツ活動は大きな役割を担っています。

また、技術革新や産業構造の変化に伴い、労働時間の短縮が進むとともに余暇時間の増大が進んでおり、住民のライフスタイルも多様化しています。

このため、町民の多様なニーズに応え、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境整備が求められています。

町民の一人一人が、生涯にわたりスポーツに親しみながら、健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かで生きがいのある生活を営むことができるようスポーツ施設の整備に努めるとともに、競技力の向上や各種スポーツイベントの開催を推進します。

また、平成28年度に開催予定の「希望郷いわて国体」では、本町において軟式野球競技が開催される予定となっており、施設整備や人材の育成など競技開催に向けた体制整備が急務となっています。

町内のスポーツ関係者の力を結集し、国体開催を成功させ、それを一つの契機として、町のスポーツ振興へつなげていくことが大切です。

5. 多様で個性ある文化の振興

人々の価値観が物の豊かさから心の豊かさへと志向が変わっていくなかで、一人一人が気軽にさまざまな芸術文化に触れ、主体的に芸術文化活動に参加できる環境が求められています。

このため、地域の人材を活用した芸術文化に関する講座を開催するなど、日常の芸術文化活動を活発化させながら、地域固有の文化を正しく評価、継承し、情報発信していくことが重要です。

町には、優れた伝統芸能や価値の高い有形・無形文化財、町の成り立ちや先人の足あとを知る上で欠くことのできない遺跡、民俗文化財が数多くあります。

歴史や風土に培われてきた貴重な伝統芸能や文化財は、保存、継承し、活用していくことが大切です。

古くから伝わる個性豊な地域の文化を守るために、郷土芸能の伝承活動を支援するなど、彩りのある芸術文化活動を推進するとともに、文化財の調査・保存及び活用を図ることにより貴重な文化財の保護に努めます。

6. 教育振興運動の推進

少子化や高度情報化など社会の急激な変化は、子どもたちの心身の成長に少なからぬ影響を与えており、便利な生活環境の中で、子どもたちは生活体験・自然体験等が少なくなり、自主的な活動の意欲が低下する要因ともなっています。

地域の教育課題解決のため、学校、家庭、地域、教育行政の役割を明確にし、相互の連携を図り、子どもたちの生涯にわたって学び続ける意欲・態度を育成するとともに、地域づくりを基盤に据えた大人自らの生涯学習機会となる教育振興運動を展開することが必要となっています。

「子どもは地域全体で育む」という機運を高め、知・徳・体のバランスのとれた子どもたちの育成を目指すとともに、併せて地域住民自らの学習機会となる住民運動としての教育振興運動を促進します。

【 施策体系 】

